

汚染が広がり多様化するとともに、汚染状況は深刻の度を深め、国民の健康や生活環境に大きな被害を生ずるに至っています。

今回の改正法案は、このような事態に対処して、公害対策基本法その他関係法律の改正と相まち、大気汚染についてその早急な改善と防止の徹底を期するため、規制措置を拡充強化する等の改正を行なおうとするものであります。

次に、改正案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

第一は、現行法の目的規定を改め、産業の健全な発展との調和に関する条項を削除することとしたものであります。

第二は、ばい煙の排出を規制する地域を一定地域に限らず全国に拡大することとし、従来の指定地域制を廃止することとしたものであります。

第三は、新たに、カドミウム、鉻化水素等の有害物質についても、その排出を常時規制するほか、工場等における物の破碎に伴い発生する粉じん、原料ヤード等から飛散する粉じんについても規制措置を講ずることとしたものであります。

第四は、硫酸化物の排出基準については従来どおり地域の汚染の程度に応じて定めるものとし、ばいじん及びカドミウム、鉻化水素等の有害物質の排出基準については全国一律に定め、これについて都道府県は地域の実情に応じて国の排出基準よりきびしい排出基準を定めることができるものといたします。

第五は、燃料の使用量の季節的増加により著しい大気の汚染を生ずるおそれがある都市中心部等の地域については、硫酸化物にかかるばい煙発生施設で使用する燃料の使用基準を定めることとし、燃料使用基準に適合しない燃料を使用していると認められる者に対して都道府県知事は、その基準に従うべきことを勧告し、勧告に従わない者に対しては、燃料使用基準に従うべきことを命ずることができます。

第六は、激しい大気汚染が発生した場合、都道府県知事は、その事態がばい煙に起因する場合に

は、ばい煙排出者に対し必要な措置をとるべきことを勧告し、その事態が自動車排出ガスに起因する場合には、都道府県公安委員会に対し道路交通法上の措置を講ずるよう要請することとしたものであります。

第七は、都道府県知事は、火力発電所などのばい煙発生施設についても大気の汚染に伴う被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、通商産業大臣に対し、電気事業法等の規定による必要な措置をとるべきことを要請することができるものとし、あわせて立ち入り検査等ができることがあります。

以上が二つの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(占部秀男君) 衆議院議員細谷治嘉君。○衆議院議員(細谷治嘉君) ただいま議題となりました社会、公明、民社三党共同提案にかかる環境保全基本法案につき、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

今日までわが国は高い経済成長を遂げましたが、反面で広範かつ深刻な公害の発生をもたらしましたことは御承知のとおりであります。今日、わが国における公害の惨禍は一部の方・地域にとどまるものではないことは明らかであります。工場周辺には何らかの公害が発生していると言つて過言ではありません。水俣、四日市、神通川、阿賀野川など、企業の私害ともいいくべき公害をはじめ、東京、大阪など太平洋ベルト地帯の水や空気が人の許容限度を越えて年々汚染が深刻化しており、太平洋岸の沿岸はもはや漁場としての価値がなくなるほど汚染と破壊が進んでおります。一方、陸上においても、プラスチック等の膨大な量の産業廃棄物が処理の見通しのつかないまま捨てられ、農薬その他による土壤の汚染が年とともに悪化している情勢にあります。

こうした事実は、われわれがやむを得ないこととして放置し、または、生産と企業利益が優先す

るとして軽視することは決して許されないことは言うまでもありません。

すでに国民の体内には、異常なほどB.H.C.、鉛、水銀等の有害物質が蓄積されております。都

会では珍しくなった気管支障の増大、わが国では比較的少ないとされた肺ガンの著しい増加、さらには、文明の発展とともに増加している異常児の生産など広範な環境の汚染を示す証拠はすでに明白なことであります。

こうした事実は、これまで政府が行なってきた公害対策のよきな経済との調和を基調とした公害対策、限られた社会資本のたらい回しによる公害防止対策によっては決して解決し得るものでないことは明らかであります。

今日われわれが受け継いだ文明社会の秩序を根本的に再検討し、改めることなくして公害を防止し環境の保全をはかることは不可能であると申し

ても決して過言であります。公害の防止は、企業の利益に優先するものであります。同時に、自

然環境の許容力には明らかに限界があり人間は自然環境との調和の中で生存せざるを得ないといふ事実は、いかに文明が発達しようとも普遍的な原

理であります。資源の浪費は企業利益と一致するものであっても、環境の保全とは相いれないものであります。

ここにおいて、公害防止は、健康にして文化的な生活に必要な環境の保全の一環として、自然環境の保全、社会資本の充実を一体のものと

して実施し、汚染を未然に防止することに国の施策が貫かれなければならないことは明らかであります。

第三章におきましては、国、地方公共団体は、すべての産業政策、企業利益に優先して公害の防

止を行なわなければならぬこと、事業者は公害防止の責務があると同時に、産業廃棄物の処理、さらには製品の使用に伴つて公害の発生が起

こらないよう必要な措置を講ずる責務があることを明確にいたしております。

また、地方公共団体は、設定した公害防止環境基準を維持するため、排出等の規制を実施し、國

は公害防止のために必要な事業活動の禁止、規

申上げます。

以下私は、本法案の内容の概略について御説明

制、さらには施設等の改善命令、操業の停止等の規制制度の確立を行なわなければならないと同時に、公害予防の観点に立ち、製品の審査制度を確立し製品の品質等の改善命令、販売等の規制を実施しなければならないことを明示しております。

さらに、公害防止のため、調査、監視、試験体制等を総合的に整備しなければならないことを義務づけるとともに、公害の総損失の計量、植生学技術の振興、専門技術職員の確保等を行なうことを義務づけております。

また、事業者は公害防止に関する統轄責任者を置かなければならぬこと、被害にかかる紛争に関する損害賠償等の裁判制度の確立、生活保障を含めた被害者救済制度の確立、無過失損害賠償制度の確立等をそれぞれ定めております。

第四章におきましては、良好な環境を確保するための国土の開発整備に関する計画の整備、土地利用の規制、自然環境基準確保に関する施策を明らかにし、日照の保護を明文化するとともに、地方公共団体に対する財政措置及び環境保全に対する教育等の国民の理解の促進、国際協力の推進等を定めております。

第五章におきましては環境保全省及び環境保全に対する公害の防止に関する責務を明確化するものとして、公害予防法の総則、公害の総損失の計量、公害の監視、試験、調査、公害の統轄責任者を置くこと、公害の被害にかかる紛争に関する裁判制度の確立、生活保障を含めた被害者救済制度の確立、無過失損害賠償制度の確立等をそれぞれ定めております。

○委員長(占部秀男君) 次に、連合審査会に関する件についておはかりいたします。

本日、公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案、法務委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会及び建設委員会から、それぞれ連合審査会開会の申し出がありました。こ

れを受諾することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

う決定いたします。

○委員長(占部秀男君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

公害対策基本法の一部を改正する法律案

公害対策基本法の一部を改正する法律案

公害対策基本法(昭和四十一年法律第二百三十二号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に、「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第二条第七項及び第二十八条第四項中「厚生省環境衛生局」を「内閣総理大臣官房」に改める。

第二十九条の見出しを「(都道府県公害対策審議会)」に改め、同条中「地方公共団体」を「都道府県」に、「条例で定めるところにより、地方公害対策審議会を置くことができる」を「都道府県公害対策審議会を置くことができる」を「都道府県公害対策審議会に置く」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県公害対策審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第二条第一項中「水質の汚濁」の下に「(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第九条第一項を除き、以下同じ。)、土壤の汚染」を加える。

第三条第一項中「事業活動による」を「事業活動に伴つて生ずるばい煙、污水、廃棄物等の処理等」に改める。

第八条第一項中「水質の汚濁」を「、水質の汚濁及び土壤の汚染」に改める。

第九条第一項中「水質の汚濁」の下に「、土壤の汚染」を加え、同条第二項を次のよう改める。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型をあてはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府

は、当該地域又は水域の指定を都道府県知事に委任することができる。

第十条第一項中「又は水質の汚濁」を「、水質の汚濁又は土壤の汚染」に改める。

第十二条中「下水道」の下に「、廃棄物の公共的

な処理施設」を加える。

第二章第二節中第十七条の次に次の二条を加える。

(自然環境の保護)

第十七条の二 政府は、この節に定める他の施策と相まって公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。

第二十六条第七項及び第二十八条第四項中「厚生省環境衛生局」を「内閣総理大臣官房」に改める。

第二十九条の見出しを「(都道府県公害対策審議会)」に改め、同条中「地方公共団体」を「都道府県」に、「条例で定めるところにより、地方公害対策審議会を置くことができる」を「都道府県公害対策審議会に置く」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県公害対策審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(附則)

第三十条 市町村は、当該市町村における公害対策に関する基本的事項を調査審議させる等のため、条例で定めるところにより、市町村公害対策審議会を置くことができる。

2 都道府県公害対策審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第二十九条の二に次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう改める。

第九条の二第一項第十七号を削り、同条第二項中「及び第十七号」を削る。

(附則)

騒音規制法の一部を改正する法律案

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第一条・第二条)」を「第一条・第三条」に、「(第三条・第十三条)」を「(第四条・第十一条)」に、「(第三条・第十三条)」を「(第四条・第十一

三條」に、「第四章 削除」を「第四章 自動車騒音に係る許容限度等」に改める。

第一條中「ことにより、産業の健全な発展との調和を図りつつ」と「ことともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることと等により、」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて運輸省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいふ。以下同じ。）の運行に伴い発生する騒音をいふ。

「第二章 特定工場等に関する規制」を削る。

第三条第一項を次の二項に改める。

都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

第三条の次に次の二項を附する。

第二章 特定工場等に関する規制

第四条第一項中「騒音」を「特定工場等において発生する騒音」に改める。

第十四条第一項中「のうち、住居の環境が良好である区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に騒音の防止を要する必要がある区域であつて、都道府県知事が主務大臣の定める基準に従い指定した区域」を削り、同条第四項を削る。

第十五条第一項中「前条第一項の規定により指定した区域」を「指定地域」に改め、同項中「作業時間等の区分」の下に「並びに区域の区分」を加える。

第四章を次の二項に改める。

第四章 自動車騒音に係る許容限度等

（許容限度）

第十六条 運輸大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めなければならない。

2 自動車騒音の防止を図るため、運輸大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に因る必要な事項を定める場合には、

前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の規定により許容限度を定めようとするときは、厚生大臣の意見をきかなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

（測定に基づく要請及び意見）

第十七条 都道府県知事は、第二十一条の二の測定を行なつた場合において、指定区域内における自動車騒音が総理府令、厚生省令で定める限度をこえていることにより道路の周辺の生活環境が著しくそこなわると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和二十五年法律第百五号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

第二十一条の次に次の二項を加える。

（騒音の測定）

4 通商産業大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

第二十二条の二 都道府県知事は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

第二十七条第二項中「第十四条第一項の規定により指定された区域」を「指定地域」に改める。

（附則）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえるない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次の二項に改める。

第一項第十号の二中「自動車排出ガス」の下に「及び自動車騒音」を加える。

第十八条及び第十九条 削除

第二十条第一項中「限度において」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第二十一条の見出しを「電気工作物及びガス工作物に係る取扱い」に改め、同条中「及び前条を削り、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、第六条、第八条、第十条又

は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

第三章 事業者負担金の決定及び納付（第六条～第十四条）

第四章 雜則（第十五条～第二十二条）

附則 第一章 総則

（第三条～第五条）

第一条 この法律は、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二十二条第二項の規定に基づき、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他の公害防止事業に要する費用の事業者負担に因る必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第一条 この法律は、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二十二条第二項の規定に基づき、公害防止事業の範囲、事業者の負

担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させ

せる額の算定その他の公害防止事業に要する費用

の事業者負担に因る必要な事項を定めるものとす

る。

（定義）

第一条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法第二条第一項に規定する公害をいう。

この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために公害対策基本法第二十二

条第一項の規定により事業者にその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される綠地その他の政令で定められる施設の設置及び管理の事業

二 汚でいその他の公害の原因となる物質がたい

積し、又は本質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゆんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

三 公害の原因となる物質により被害が生じて

いる農用地又は農業用施設について実施され

る客土事業、施設改築事業その他の政令で定

める事業

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業

活動に主として利用される政令で定めるもの

の設置の事業

5 第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定める事業

前項第一号の施設の設置には、公害防止事業団が公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第四号の規定に基づき設置する施設の譲受けを含むものとする。

4 この法律において「施行者」とは、国が公害防

止事業を実施する場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団体が公害防

止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をいう。

3 第二章 事業者の負担額及び事業者負担金

(費用を負担させる事業者の範囲)

第三条 公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうこと

が確実と認められる事業者とする。

(事業者の負担額)

第四条 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額(以下「負担額」という。)は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの(以下「公害防止事業費」といふ。)の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となること

が認められる程度に応じた額とする。

2 公害防止事業が第二条第二項第一号から第三号まで又は第五号に係る公害防止事業である場合において、その公害防止の機能以外の機能、当該公害防止事業に係る公害の程度、当該公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により前項の額を負担額とすることが妥当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額からこれらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額

をもつて負担額とする。

3 公害防止事業が第二条第二項第四号に係る公害防止事業のうち当該公害防止事業に係る施設を事業者以外の者が利用し、かつ、事業者以外の者の利用の態様との均衡を考慮して第一項の額を負担額とすることが妥当でないものとして政令で定めるものであるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額から政令で定めるところにより算定する額を減じた額をもつて負担額とする。

(事業者負担金の額)

第五条 公害防止事業につき各事業者に負担させる負担金(以下「事業者負担金」という。)の額は、各事業者について、公害防止事業の種類に応じて事業活動の規模、公害の原因となる施設の種類及び規模、事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質その他の事項を基準とし、各事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じて、負担額を配分した額とする。

4 第三章 事業者負担金の決定及び納付

(費用負担計画)

第六条 施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。

2 前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 公害防止事業の種類

二 費用を負担させる事業者を定める基準

三 公害防止事業費の額

四 負担額及びその算定基礎

五 前各号に掲げるもののほか、公害防止事業の実施に必要な事項

四 第二項の二以上三以下の割合

1 上四分の三以下の割合

2 第二条第二項第二号に係る公害防止事業

イ たい植物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚いでその他公害の原因となる物質が著しく多い積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合 四分の三以上十分の十以下の割合

ロ イに掲げる場合以外の場合 二分の一以上四分の三以下の割合

三 第二条第二項第三号に係る公害防止事業のうち農用地の客土事業その他の政令で定めるもの(公害の原因となる物質が長期にわたつて蓄積された農用地に係るものに限る。)二分の一以上四分の三以下の割合

四 第二条第二項第五号に係る公害防止事業政令で定める割合

3 前項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、か

つ、妥当なものとなるよう定めるものとする。

4 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担額を定める場合において、これら

の額のうちに当該公害防止事業に係る施設の管

理に要する毎年度の費用(以下「管理費」とい

う。)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費と

に区分するものとする。

5 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表し

なければならぬ。

6 第七条 施行者は、次の各号に掲げる事業につき前条第二項第四号の負担額を定める場合において、第四条第二項の規定を適用して減すべき額を算定することが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第

一項の額に乗じた額を基準として前条第二項第四号の負担額とすることができるものとす

る。

一 第二条第二項第一号に係る公害防止事業

二 第二条第二項第二号に係る公害防止事業

イ たい植物中に人の健康に有害な物質が相

当量含まれ、又は汚いでその他公害の原因

となる物質が著しく多い積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合 四分の三以上十分の十以下の割合

ロ イに掲げる場合以外の場合 二分の一以上四分の三以下の割合

三 第二条第二項第三号に係る公害防止事業のうち農用地の客土事業その他の政令で定める

もの(公害の原因となる物質が長期にわたつて蓄積された農用地に係るものに限る。)二分の一以上四分の三以下の割合

四 第二条第二項第五号に係る公害防止事業政令で定める割合

5 前項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、か

を変更するときは、審議会の意見をきかなければならぬ。ただし、その変更が軽易である場合は、この限りでない。

6 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担額を定める場合において、これら

の額のうちに当該公害防止事業に係る施設の管

理に要する毎年度の費用(以下「管理費」とい

う。)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費と

に区分するものとする。

7 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担額を定める場合において、これら

の額のうちに当該公害防止事業に係る施設の管

理に要する毎年度の費用(以下「管理費」とい

う。)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費と

に区分するものとする。

8 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担額を定める場合において、これら

の額のうちに当該公害防止事業に係る施設の管

理に要する毎年度の費用(以下「管理費」とい

う。)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費と

に区分するものとする。

9 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担額を定める場合において、これら

の額のうちに当該公害防止事業に係る施設の管

理に要する毎年度の費用(以下「管理費」とい

う。)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費と

に区分するものとする。

10 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担額を定める場合において、これら

の額のうちに当該公害防止事業に係る施設の管

理に要する毎年度の費用(以下「管理費」とい

う。)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費と

額を定めて、各事業者に対し、その者が納付すべき当該管理費に係る事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、管理費に係る事業者負担金の額の決定及び変更について準用する。

(収入の帰属)

第十一條 事業者負担金は、国の行政機関である施行者が決定するものにあつては國、地方公共団体の長である施行者が決定するものにあつては当該地方公共団体の長が統括する地方公共団体の収入とする。

(強制徴収)

第十二条 事業者負担金を納付しない事業者があるときは、施行者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、施行者は、年十四・五バーセントの割合を乗じて計算した額をとえないとときは、施行者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促を受けた事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合には、施行者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先だつものとする。(共同納付の場合の特例)

第十三条 施行者は、第六条第一項の規定により費用負担計画を定めた場合において、当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の全部又は一部から当該各事業者が負担すべき額について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、第九条第一項及び第二項(第十条第二項において準用する場合を含む)並びに第十条第一項の規定にかかるわらず、当該各事業者に係る事業者負担金の

額を定めないことができる。

2 施行者は、前項の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の一部であるときは、事業者負担金の額の決定に準じて、当該申出に係る事業者が共同で負担すべき額を定めなければならない。

3 第一項の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の全部である場合には当該負担総額、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したときは、当該事業者は、その事業者負担金を納付したものとみなす。

4 第九条第三項(第十条第二項において準用する場合を含む)の規定は、第二項の共同で負担すべき額の決定について準用する。

(施行者が定める事項)

第四章 雜則

(公害防止事業費負担審議会の設置)

第十四条 この章に規定するもののほか、公害防止事業に要する費用の事業者負担に関する手続は、施行者が定める。

第十五条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、施行者である国の行政機関に、政令で定めるところにより、公害防止事業費負担審議会を置くことができる。この場合においては、地方公共団体とみなす。この場合においては、次条第四号中「条例」とあるのは、「港湾法第十二条の二の規程」と読み替えるものとする。

(港務局についてのこの法律の適用)

第十九条 港湾法(昭和二十五年法律第二百四十八号)第四条第一項の港務局は、この法律の適用においては、地方公共団体とみなす。この場合においては、次条第四号中「条例」とあるのは、「港湾法第十二条の二の規程」と読み替えるものとする。

(審議会)

第二十条 第六条第一項及び第八条第一項の審議会は、次のとおりとする。

1 施行者が国の行政機関である場合においては、公害防止事業費負担審議会

2 公害防止事業費負担審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者に対する配慮等)

第十六条 この法律に基づく中小企業者の費用負担に關しては、施行者が費用を負担させる事業者を定める基準及び負担総額の配分の基準の決定並びに事業者負担金の納付について適切な配慮をするほか、国及び地方公共団体は、税制上及び金融上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

第十七条 施行者は、第六条第一項の費用負担計画又は事業者負担金の額を定めるため必要があると認めるときは、当該公害防止事業に係る地域において事業活動を行なう事業者に対し、そ

の事業活動に因し、報告を求め、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

(公害防止事業團が設置する施設の譲受けの事業に関する特例)

第十八条 地方公共団体が実施する公害防止事業のうち、公害防止事業團が公害防止事業團法第十八条第四号の規定に基づき設置する施設の譲受けの事業で、あらかじめ当該地方公共団体が当該施設を譲り受けた契約を公害防止事業團と締結しているものについては、当該地方公共団体は、当該契約を締結した後は、第六条第一項の費用負担計画を定めることができるものとし、当該施設の譲受けに要する費用に代えて、公害防止事業團が行なう当該施設の設置に要する費用を当該公害防止事業に要する費用とするものとする。

(施行期日)

第十九条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に実施する事業について適用する。

(治水特別会計法の一部改正)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に実施する事業について適用する。

(治水特別会計法の一部改正)

2 第四条第一項第四号中「又は砂防法第十六条」を「砂防法第十六条又は公害防止事業費事業者負担法(昭和二年法律第二百四十八号)第五条」に改める。

(大気汚染防止法の一部を改正する法律案)

3 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のよう改正する。

4 第四条第一項第二章「ばい煙の排出の規制等(第三条第一十八条)」を「第二章の二「ばい煙の排出の規制等(第三条第一十七条)」に、「第四章削除」を「第四章大気の汚染の状況の監視等(第二十二条第一項)」に改める。

5 第一条第一項中「の排出」を「の排出等」に、「保護し、あわせて」を「保護するとともに、」に改め、同条第二項を削る。

6 第二条第一項を次のよう改める。

7 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

8 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいお

9 酸化物

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

氣の使用に伴い発生するばいじん

三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、鉻化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの

第二条第二項を削り、同条第三項中「施設のうち、ばい煙を多量に発生する施設であつて」を「施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

5 第二条第五項を次のように改める。

この法律において「粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

第三条から第五条までを次のように改める。（排出基準）

第三条 排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、厚生省令、通商産業省令で定める。

2 前項の排出基準は、前条第一項第一号のいおう酸化物（以下単に「いおう酸化物」という。）にあつては第一号、同項第一号のばいじん（以下単に「ばいじん」という。）にあつては第二号、同項第三号に規定する物質（以下「有害物質」といいう。）にあつては第三号又は第四号に掲げる許容

限度とする。

一 いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口（ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、政令で定める地域の区分ごとに排出口の高さ（厚生省令、通商産業省令で定める方法により補正を加えたものをいう。以下同じ。）に応じて定める許容限度

二 ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

三 有害物質（次号の特定有害物質を除く。）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

四 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で厚生大臣及び通商産業大臣が定めるもの（以下「特定有害物質」という。）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される特定有害物質の量について、

2 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

（排出基準に関する勧告）

3 都道府県が第一項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじて定める許容限度

厚生大臣及び通商産業大臣は、施設集合地域（いおう酸化物、ばいじん又は特定有害物質に係るばい煙発生施設が集合して設置されている地域をいう。）の全部又は一部の区域における当該ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるこれらの物質により政令で定める限度

第五条 厚生大臣及び通商産業大臣は、大気の汚染の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第一項の規定により排出基準を定め、又は同項の規定により定められた排出基準を変更すべきことを勧告すること

第六条を削り、第七条第一項中「ばい煙を」の下に「大気中に」を加え、「指定地域内に」を削り、同条第二項を次のように改め、同条を第六条とす

その排出基準）にかえて適用すべき特別の排出基準を定めることができる。

4 第二項（同項第三号を除く。）の規定は、前項の排出基準について準用する。

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の規定によりいおう酸化物に係る排出基準を定め、又は第三項の規定により排出基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第四条 都道府県は、当該都道府県の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、ばいじん又は有害物質に係る前条第一項又は第三項の排出基準によつては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域におけるばい煙発生施設において発生するこれらの物質について、政令で定める基準に従い、条例で、同条第一項の排出基準にかえて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

2 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

（排出基準に関する勧告）

3 都道府県が第一項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじて定める許容限度

厚生大臣及び通商産業大臣は、施設集合地域

（いおう酸化物、ばいじん又は特定有害物質に

係るばい煙発生施設が集合して設置されている

地域をいう。）の全部又は一部の区域における当

該ばい煙発生施設において発生し、大気中に排

出されるこれらの物質により政令で定める限度

（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙発生施設にお

いて発生し、排出口から大気中に排出される排

出物の量について、政令で定める地域の区分ご

とに排出口の高さ（厚生省令、通商産業省令

で定める方法により補正を加えたものをい

う。以下同じ。）から大気中に排出されるいおう酸化

物の量について、政令で定める地域の区分ご

とに排出口の高さ（厚生省令、通商産業省令

で定める方法により補正を加えたものをい

う。以下同じ。）から大気中に排出されるいおう酸化</

するおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を

一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であつて、いおう酸化物に係るばい煙量が厚生省令、通商産業省令で定める量をこえるばい煙発生施設を設置しているものは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設についていおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によつてはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届け出をした者に対し、その届け出に係る計画を参考して、いおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合にあつては、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを勧告し、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。(公表)

第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。

第二十五条 削除

第二十六条第一項中「若しくは特定有害物質排出者を」、「特定施設設置者若しくは粉じん発生施設を設置している者」に改め、「事故の状況」の下に「粉じん発生施設の状況」を、「ばい煙処理施設、特定施設」の下に「粉じん発生施設」を加える。

第二十七条を次のように改める。

(適用除外等)

第二十七条 この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染及びその防止については、適用しない。

2 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第七項に規定する電気工作物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第七項に規定するガス工作物であるばい煙発生施設、特定施設又は粉じん発生施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質又は粉じん(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、第六条から第十条まで、第十二条及び第十二条(これらの規定を第十八条の五第一項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項、第十七条第二項、第十八条、第十八条の二並びに第十八条の四の規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

3 通商産業大臣は、第六条、第八条、第十二条若しくは第十二条第三項(これらの規定を第十八条の五第一項において準用する場合を含む。)又は第十八条の規定による届け出をせず、又は認可の申請又は申請又は届け出をしたときは、その許可若しくは認可の申請又は届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者たる居出をせず、又は虚偽の届け出をした者たる居出をせず、又は五万円以下の罰金に処する。

4 第七条第一項、第十八条第一項若しくは第十三条の二の規定による命令に違反した者は

生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとときは、通商産業大臣に対し、当該ばい煙発生施設等について、第九条、第十四条第一項又は第十八条の四の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

第二十八条の見出しを「資料の提出の要求等」に改め、同条中「ばい煙発生施設」の下に「若しくは粉じん発生施設」を、「ばい煙」の下に「若しくは粉じん」を加え、同条(見出し及び条名を除く。)を同条第二項とし、同条第一項として次の二項を加える。

厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第三十条中「特定有害物質」を「特定物質」に改め、「健康」の下に「又は生活環境」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第三十条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十二条を次のように改める。

(条例との関係)

第三十二条 この法律の規定は、地方公共団体

施設において発生するばい煙の大気中への排出に關し、並びに粉じん発生施設以外の粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させる施設について、その施設から排出され、又は飛散する粉じんについて大気中への排出又は飛散に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第三十三条中「第十条」を「第九条」に改め、「若しくは第二項」を削り、「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

2 第十三条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第一項の規定に違反した者は

三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 第十三条及び第三十五条を次のように改める。

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、

三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第一項又は第八条第一項の規定によ

る居出をせず、又は虚偽の居出をした者たる居出をせず、又は五万円以下の罰金に処する。

2 第十五条第一項又は第八条第一項の規定によ

る居出をせず、又は虚偽の居出をした者たる居出をせず、又は五万円以下の罰金に処する。

2 第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

2 第十五条第一項又は第八条第一項若しくは第

三十五条又は第十八条の二第一項の規定による届

出をせず、又は虚偽の届け出をした者

2 第十条第一項の規定に違反した者

3 第二十六条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

た者

2 第三十六条中「前三条」を「前四条」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十八条の五第一項において準用する場合を含む。）又は第二十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

この法律の施行の際現に改正前の第一条第二項に規定する指定地域以外の地域に同条第三項に規定するばい煙発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて同条第一項に規定するばい煙を大気中に排出するものは、この法律の施行の日から三十日以内に、改正後の第六条第一項の厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、同条第二項に規定する書類を添附して、同条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該ばい煙発生施設が改正前の第二十七条に規定するばい煙発生施設である場合は、この限りでない。

前項の規定による届出をした者は、改正後の第七条第一項の規定による届出をした者とみなす。

前項の規定による届出をした者は、改正後の第七条第一項に規定する者に関する改正後の第十三条第一項に規定する者に該する。

第二項（改正後の第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第十三条第二項中「一の施設がばい煙発生施設となつた際」とあるのは「大気汚染防止法の一部を改正する法律（昭和 年法律 第 号）の施行の際」と、「当該施設がばい

煙発生施設となつた日」とあるのは「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日」とする。

第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

この法律の施行の際現に改正前の第十四条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を適用しないこととされているばい煙発生施設については、改正後の第十三条第一項及び第十四条第一項の規定は、この法律の施行の日からその適用しないこととされている期間の末日までの期間又はこの法律の施行の日から六月間までに、当該ばい煙発生施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）のいすれか短い期間は、適用しない。

この法律の施行前に改正前の第十六条第二項の規定による届出をした者であつて、この法律の施行の際現に当該届出に係る事故についての復旧工事を行なつているものについては、その後復旧工事に必要と認められる期間内は、改正後の第十三条第一項及び第十四条第一項の規定は、適用しない。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（他の法律の一部改正）
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の第一項を次のよう改める。
第一項「確保する」を「確保し、あわせて公害の防止を図る」に改める。

11 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律 第 号）の施行の際」と、「当該施設がばい煙発生施設となつた際」とあるのは「大気汚染防止法の一部を改正する法律（昭和 年法律 第 号）の施行の際」と、「当該施設がばい

法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条第四項に規定するばい煙処理施設」「第二条第三項に規定するばい煙処理施設若しくは同条第五項に規定する粉じん発生

施設から排出され若しくは飛散する粉じんを防

止するための施設」に改める。

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「確保する」を「確保し、あわせて公害の防止を図る」に改める。

環境保全基本法案

環境保全基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条 第七条）

第二章 環境基準の設定（第八条 第十一条）

第三章 公害の防止に関する基本的施策（第十一条 第二十六条）

第四章 良好な環境の確保に関するその他の基本的施策（第二十七条 第三十四条）

第五章 環境保全省の設置等（第三十五条 第三十六条）

附則

健康で文化的な生活を営むことは、われら人間の基本的な権利である。この基本的な権利を確保するためには、何人にも、良好かつ快適な生活環境が保障されなければならない。

しかるに、近代における産業の発展と科学技術の進歩の過程において、人類は、人間生活の基盤となる良好で快適な生活環境の保全に思いを致すことができなかつた。かくて、人間も自然の生態系の循環の一部であるといふ法則を無視し、限界をこえた自然の侵奪が行なわれ、物質的充足がもたらされたといふものの、その反面において、全地球的規模における環境の汚染と破壊が進み、今や、人類を含むすべての生物の生存すら脅かされるに至つた。

特に、わが国においては、狭隘な国土の中で急速な経済成長を急ぐあまり、工業化と過度な人口の集中に対応する社会資本の充実が極度に立ち遅れており、これと企業における社会的責任感の欠除とが相まって、環境の汚染と破壊は急速に進行され、このまま放置することは許されない状態に立ち至つてゐる。

ここにおいて、われらは、われらとわれらの子孫のために、企業の繁栄がただちに国民の福祉につながるといふ従来の觀念に深い反省を加え、あらゆるものに優先して、人と自然との調和を基本とする新たな社会の建設を誓い、ここに、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、現在及び将来の国民が健全な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができるようにするため、良好な環境の確保に関する、国、地方公共団体等の責務、確保すべき環境の基準その他施策の基本となるべき事項を明らかにし、もつて現在及び将来の国民の福祉の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 健康で文化的な生活を享受することは国民の基本的な権利であり、そのためには良好な環境の確保が不可欠であることにかんがみ、長期的な視野の下に、現在及び将来の国民のために、國をあげての努力により良好な環境が確保されなければならない。

第三条 この法律において「良好な環境」とは、現在及び将来の国民が健全な心身を保持し、安全

かつ快適な生活を営むことができる環境をい

う。

前項の良好な環境は、次の各号に掲げる条件

が満たされていることを必要とする。

一 現在及び将来の国民が健康で文化的な生活

を営むために必要でかつ充分な自然環境及び

資源が確保されていること。

二 すぐれた自然的景観が保全されているこ

と。

三 国民の健康で文化的な生活を営むために必

要でかつ充分な公共的な施設が整備されてい

ること。

四 重要な歴史的文化的遺産が保全されている

こと。

五 この法律において「公害」とは、事業活動その

他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる

大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又

は水底の土質その他の状態が悪化することを含

む。以下同じ)、土壤の汚染、地盤の沈下その他

の自然環境の汚染若しくは破壊又は騒音、振動

若しくは悪臭によつて、人の健康、生活環境(動

植物及びその生育環境を含む)若しくは財産に

係る被害が生ずること又は当該自然環境の汚染

若しくは破壊によつて、人と自然との調和がそ

こなわれ、将来の国民の健康で文化的な生活に

著しい支障を生ずるおそれのあることをいう。

(国の責務)

第四条 国は、第二条の基本理念に基づき、良好な環境の確保に関する基本的条件に応じ、良好な環境の確保に関する施策を策定し、及び

(地方公共団体の責務)
これを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)
第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上の措置を講じなければならぬ。

ばならない。

(良好な環境の確保に関する総合計画等)

第七条 政府は、環境保全会議の議を経て、公害の防止その他良好な環境の確保に関する五年ごとの主要な目標を定め、かつ、その目標を達成するための総合計画及びその年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

二 政府は、毎年、国会に、公害の状況その他環境保全の現状並びに前項の総合計画及び年度別計画の実施状況に関する報告書を提出しなければならない。

三 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域にあつては、指定都市。(以下同じ。)は、第一項の総合計画及び年度別計画を基本として、地方環境保全審議会の議を経て、当該都道府県の区域内における公害の防止その他良好な環境の確保に関する総合計画及びその年度別計画を作成し、これを公表しなければならない。

四 市(指定都市を除く。)町村は、当該市町村における公害の防止その他良好な環境の確保に関する総合計画及びその年度別計画を作成するものとする。

(環境基準の改定)

第五条 自然環境基準、施設環境基準及び公害防止環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

六 前項の改定をするには、環境保全会議の議を経なければならない。

七 第二章 環境基準の設定

(自然環境基準)
第八条 環境保全大臣は、環境保全会議の議を経て、国民が健康で文化的な生活を営むために必要な環境基準を定めるに当たつては、自然的景観及び重要な歴史的文化的遺産の保全についての基準(以下「自然環境基準」という。)を定めるものとする。

(施設環境基準)

第九条 環境保全大臣は、環境保全会議の議を経て、公園、緑地、広場等の公共空地、道路等の交通施設、水道等の供給施設、下水道、廃棄物

処理施設等の処理施設その他の公共的な施設にについて、国民が健康で文化的な生活を営むために必要でかつ充分な基準(以下「施設環境基準」という。)を定めるものとする。

第十条 環境保全大臣は、環境保全会議の議を経て、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音及び振動に係る環境上の条件について、それぞれ、公害を防止するために維持されなければならない基準(以下「公害防止環境基準」という。)を定めるものとする。

(公害防止環境基準)

第十三条 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、第十条第三項の規定により指定された区域ごとに、当該区域に適用される公害防

止環境基準を維持するため、大気の汚染、水質の汚濁若しくは土壤の汚染の原因となる物質の排出等又は騒音若しくは振動の発生について、事業者等が遵守しなければならない基準及び当該基準を遵守させるための措置を、条例で定めるものとする。

(排出等の基準)

第十四条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

(放射性物質による大気の汚染等の防止)

第十五条 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、第十条第三項の規定により指定さ

れた区域ごとに、当該区域に適用される公害防

止環境基準を維持するため、大気の汚染、水質の汚濁若しくは土壤の汚染の原因となる物質の排出等又は騒音若しくは振動の発生について、

事業者等が遵守しなければならない基準及び当該基準を遵守させるための措置を、条例で定めるものとする。

(前項の基準の設定については、地形、気象条件、流水の量その他の条件を勘案し、当該基準が適用される区域以外の区域への影響が配慮されなければならない。

第十六条 国及び地方公共団体は、すべての産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に関する施策を実施しなければならない。

(事業者の責務)

第十七条 国及び地方公共団体は、すべての産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に関する施策を実施しなければならない。

(事業者の責務)

第十八条 事業者は、その事業活動に伴つて発生する公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する公害の

防止に関する施策に協力する責務を有する。

第十九条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を適切に処理するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることに伴つて公害が発生しないように、必要な措置を講ずる責務を有する。

第十四条 放射性物質による大気の汚染等の防止については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

(放射性物質による大気の汚染等の防止)

第十五条 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、第十条第三項の規定により指定さ

れた区域ごとに、当該区域に適用される公害防

止環境基準を維持するため、大気の汚染、水質の汚濁若しくは土壤の汚染の原因となる物質の排出等又は騒音若しくは振動の発生について、

事業者等が遵守しなければならない基準及び当該基準を遵守させるための措置を、条例で定めるものとする。

(前項の基準の設定については、地形、気象条件、流水の量その他の条件を勘案し、当該基準が適用される区域以外の区域への影響が配慮されなければならない。

第十六条 国及び地方公共団体は、すべての産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に関する施策を実施しなければならない。

(事業者の責務)

第十七条 国及び地方公共団体は、すべての産業政策及び企業利益に優先して公害の防止に関する施策を実施しなければならない。

(事業者の責務)

第十八条 事業者は、その事業活動に伴つて発生する公害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第十九条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を適切に処理するよう努めなければならない。

(法規の適用)

制制度を確立するよう必要な施策を講じなければならない。

3 国は、日常の生活活動に伴つて発生する公害等の禁止、制限等による規制制度を確立するよ

う必要な施策を講じなければならない。

(監視、測定等の体制の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害の状況を握り、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を総合的かつ計画的に整備しなければならない。

2 国又は地方公共団体は、公害に関する調査その他の公害の防止のために講すべき施設の策定に必要な調査を行なわなければならぬ。

2 前項の調査を行なうに当たつては、植生図の結果を公表しなければならない。

(調査)

第十九条 国及び地方公共団体は、公害の予測に

関する調査その他の公害の防止のために講すべき施設の策定に必要な調査を行なわなければならぬ。

2 前項の調査を行なうに当たつては、植生図の作成、公害による総損失の計量化等科学的方法が用いられなければならない。

(科学技術の振興)

第二十条 国は、公害の防止に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて、公害に関する科学技術の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(専門的技術職員の確保)

第二十一条 国及び地方公共団体は、専門的技術者の養成その他公害の防止に従事する専門的技術職員の確保に関する事務に従事する専門的技術職員の確保について必要な施策を講じなければならない。

(公害の防止に関する責任者制度)

第二十二条 国は、事業活動に伴つて発生する公

害の防止に資するため、企業に公害の防止に関する統轄的責任者が置かれるよう必要な施策を講じなければならない。

(費用負担)

第二十三条 事業者は、その事業活動に伴つて発生する公害を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、その必要を生じさせた程度及びその受益の程度に応じ、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の規定により事業者に費用を負担させる場合における負担の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者に負担させる額の算出方法その他の費用の負担に関し必要な事項については、別に法律で定める。(事業者に対する助成)

第二十四条 国及び地方公共団体は、事業者が行なう公害の防止のための施設の整備について、必要な金融上及び税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対し、公害防止施設、測定機器等の貸与を含めて特別の配慮がなされなければならない。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第二十五条 国は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停、損害賠償等の裁定等の紛争処理制度を確立するよう必要な施設を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害者について、医療の給付、生活費及び教育費等の給付その他その救済を講じなければならない。

(専門的技術職員の確保)

第二十六条 国は、公害に係る被害の特殊性にかかる公害の防止に従事する事務に従事する専門的技術職員の確保について必要な施策を講じなければならない。

(公害の防止に関する責任者制度)

第二十七条 国は、国土の開発整備に関する計画、土地利用に関する計画、公共的な施設の整備に関する計画、産業の振興に関する計画等の策定及びこれらの計画に基づく事業の実施並びにその他の国の施設全般にわたつて、この法律の目的とする良好な環境の確保の見地から、統一的に検討を加え、調整が行なわれるよう必要な措置を講じなければならない。

2 国は、前項の計画の策定及び実施その他良好な環境の確保に影響を及ぼすおそれのある施策について、環境保全大臣が、環境保全会議の意見に基づいて、良好な環境の確保の見地から調整を行なうことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(土地利用の規制)

第二十八条 国は、公害の防止その他良好な環境の確保のため、土地の利用区分の指定その他土地の利用に関する規制制度を確立することともに、工業団地の造成、工場の移転の促進その他の当該規制の目的を達成するため必要な施設を講じなければならない。

(自然環境基準の確保に関する施策)

第二十九条 国及び地方公共団体は、自然環境基準を確保するため、自然環境の破壊の防止、森林の造成等による自然環境の整備回復その他必要な施設を講じなければならない。

(施設環境基準の確保に関する施策)

第三十条 国及び地方公共団体は、施設環境基準を達成するよう第九条の公共的な施設を整備しなければならない。

2 前項の場合において、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域については、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業並びに下水道、産業廃棄物及び生活廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共的な施設の整備の事業を推進するよう特別の配慮をしなければならない。

(第四章 良好な環境の確保に関するその他の基本的施策)

第二十七条 国は、国土の開発整備に関する計画、土地利用に関する計画、公共的な施設の整備に関する計画、産業の振興に関する計画等の策定及びこれらの計画に基づく事業の実施並びにその他の国の施設全般にわたつて、この法律の目的とする良好な環境の確保の見地から、統一的に検討を加え、調整が行なわれるよう必要な措置を講じなければならない。

(国土の開発整備に関する計画等の整備等)

第二十八条 国及び地方公共団体は、良好な環境を確保するためには日照の保護が重要であることにかんがみ、都市計画その他の土地利用計画の策定、建築物に関する規制その他の施設を講ずるに当たつては、特に住宅についてその日照を保護するよう配慮しなければならない。

(日照の保護に関する施設)

第三十二条 国は、地方公共団体が行なう公害の防止その他良好な環境の確保及び公害に係る被害の救済に関する施設を講じるために要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(地方公共団体に対する財政措置)

第三十三条 国及び地方公共団体は、学校教育、広報活動その他の手段により、良好な環境の確保の必要性についての国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(国民の理解)

第三十四条 国は、世界的な規模において環境汚染及び破壊を防止することが現在及び将来にわたつて良好な環境を保全するためには、ことのできない要件であることにかんがみ、良好な環境の確保のための対策に關し、積極的に国際協力を推進しなければならない。

(国際協力の推進)

第三十五条 国は、世界的な規模において環境汚染及び破壊を防止することが現在及び将来にわたつて良好な環境を保全するためには、ことのできない要件であることにかんがみ、良好な環境の確保のための対策に關し、積極的に国際協力を推進しなければならない。

(第五章 環境保全省の設置)

第三十六条 国は、公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第三十七条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第三十八条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第三十九条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十一条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十二条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十三条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十四条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十五条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十六条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十七条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十八条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第四十九条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十一条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十二条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十三条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十四条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十五条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十六条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十七条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十八条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

第五十九条 公害の防止その他の良好な環境の確保に関する基本的施策を統一的、総合的かつ計画的に実施するため、別に法律で定めるところにより、環境保全省を置く。

(環境保全省の設置)

ものとする。

3 環境保全会議は、自然科学者及び社会科学者を含む学識経験者で組織するものとする。

4 環境保全会議の委員は、両議院の同意を得て任命されるものとする。

5 環境保全省に、環境問題研究所を置くものとする。

(地方環境保全審議会)

第三十六条 都道府県は、当該都道府県における公害の防止その他良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、地方環境保全審議会を置くものとする。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 (公害対策基本法の廃止)
公害対策基本法(昭和四十二年法律第二百三十
二号)は、廃止する。

十一月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業公害防止施設に対する税制上の優遇措置に関する請願(第四号)
一、光化学スモッグ等大気汚染追放に関する請
題(第二三号)
一、滋賀県米原町の明治興業公害に関する請願
(第六六号)

一、生活環境保全に関する請願(第七六号)

第四号 昭和四十五年十一月二十四日受理
中小企業公害防止施設に対する税制上の優遇措置
に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

紹介議員 奥村 悅造君

県議会議長 北川弥助

中小企業の産業公害防止施設に対し、不動産取得税および固定資産税の非課税または課税標準の特例範囲拡大ならびに耐用年数を短縮するよう、税制上の優遇措置を講ぜられたい。

近年におけるわが国産業経済の急激な発展に伴い、産業公害が派生し、国民生活上その防止対策は、焦りの急を要する問題となつてゐる。しかるに公害防止施設は、直接生産効果を持たないものであり、中小企業においては經營上かなりの負担となり、防止施設の設置に消極的になりがちである。国においては、税制面で特別償却措置、固定資産税等の軽減措置を講ぜられているが、中小企業には、まだ十分ではない。

第三三号 昭和四十五年十一月二十五日受理
光化学スモッグ等大気汚染追放に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見二ノ一〇ノ
九東京商工団体連合会内 内田昌

紹介議員 伯外三百四十七名

春日 正一君

理由

光化学スモッグと鉛害などの大気汚染は、いま市民に深刻な不安を与え、一刻も猶予できない重大な段階になつてゐるので、これを追放するため、左記の措置を講ぜられたい。

一、すべての公害発生源に、企業の責任で完全な公害防止装置をつけさせること。

二、加鉛ガソリンをただちに禁止すること。
三、すべての大気汚染物質にきびしい環境基準を設けること。

四、大気汚染によるすべての被害者を「公害病」に認定し、被害者の早期治療と完全補償を加害独立資本、國、自治体の責任で行なうこと。

五、大気汚染による健康障害を伴う職場では、その健康障害に対し、当面、「労働者災害補償保険法を適用し、治療と生活を保障すること。

六、企業利益を優先させている公害対策基本法など公害関係法を全面的に改正すること。

七、公害防止に関する権限を大幅に地方自治体に移し財源を保障すること。

八、公害防止の調査、研究をただちに行ない、総合的に抜本的防止対策をとること。

生活環境保全のため、公害対策基本法の趣旨にのつとり、左記事項の実現を図られたい。

一、公害防止施策の徹底を期し、実効ある規制を実現するため公害関連法の整備強化と公害罪の新設を図ること。

二、地域の実態に即した合理的な公害対策を講ずるため、公害規制権限の都道府県知事への一元化と地方の自主性尊重をさらに推進すること。

三、地方財政の現状から公害防止施策推進のため、地方公共団体における財源ねん出に苦慮している実情にかんがみ、国において大幅な財政援助を配慮すること。

四、産業廃棄物は、不燃性、難燃性あるいは有害の占める割合が次第に増加しつつある現状にかんがみ、産業廃棄物の処理の適正化に関する措置及び処理技術の開発促進を図ること。

第六六号 昭和四十五年十一月二十五日受理
滋賀県米原町の明治興業公害に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡米原町米原町長 古沢与門

紹介議員 須藤 五郎君

明治興業株式会社が滋賀県坂田郡米原町で行なつてゐる石灰石採掘並びに碎石事業によつて発生する公害について、左記事項の実現を期されたい。

一、企業の責任を明確にすること。

二、現に発生している公害を迅速完全に除去し、公害の根絶を図ること。

三、地域住民の損害に対し救済措置を講ずること。

明治興業の現場は、住宅約七十五戸の密集する地域から約三十三メートルないし百五十メートルの至近距離に位置してゐるので、操業開始以来、飛石(落石)、騒音、粉じん、振動等による被害が続出している。住民は関係当局にくりかえし陳情を続け、昭和四十一年十一月十五日には、通産局の指示により、県当局、町当局、会社代表者の三者による、明治興業公害解決に対する会談を行ない、覚え書を取りかわしたにもかかわらず、四年を経過した今日なお公害はあとをたたず、地域住民は恐怖の生活を余儀なくされている。

第七六号 昭和四十五年十一月二十六日受理
生活環境保全に関する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ丸一ノ五ノ三八

茨城県議会議長 山口武平

紹介議員 那 執一君

昭和四十五年十二月十四日印刷

昭和四十五年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B